

東電福島第一原子力発電所の緊急作業における福島労働局等の対応

1 被ばく管理

(1) 外部被ばく管理

①線量計の確保

ポケット線量計が、各労働者に行き渡らなかったため、各人に使用させるよう指導した。

② 被ばく線量の記録

放射線管理手帳制度が機能停止したため、各労働者の被ばく線量を確実に記録するよう指導した。

③ 労働者への通知

記録された被ばく線量が、労働者及び事業者へ通知され、適切に被ばく管理されるよう指導した。

④ 本人確認

線量計の被ばく記録が、誤りなく申請者本人の記録であることを確認する仕組みを、構築するよう指導した。

(2) 内部被ばく管理

① 内部被ばく線量の測定・評価

内部被ばくの測定・評価を、3月以内に実施するよう指導した。

② ホールボダイカウンターの増設

内部被ばくの測定・評価が遅れていたため、期限内に実施できるようホールボダイカウンターを増設するよう指導した。

(3) 被ばく限度管理

① 被ばく管理の徹底

緊急作業の被ばく限度を超えないよう、被ばく管理を徹底するよう指導した。

② 被ばく限度を超えない措置

事業場の被ばく限度を法定限度よりかなり低く設定し、法定限度を超えないよう被ばく管理を徹底するよう指導した。

(4) 被ばく低減対策

① 放射線作業届

被ばく線量が1mSv/日を超える作業について、事前に放射線作業届を提出させ、予想被ばく線量をチェックし、被ばく線量の低減について指導している。

(5) 被ばく限度を通常作業の基準に戻す検討

① 緊急作業

原子力緊急事態宣言が発せられてから解除宣言が出されるまでの間の作業は、緊急作業に該当する。

その被ばく限度は、 250mSv とした。

② 通常作業に戻す時期等

上記解除宣言が出される前に、被ばく限度を、通常の限度に戻すことも検討する。

(6) 長期的な健康管理

① データベースによる管理

緊急作業に従事した労働者の被ばく状況等をデータベース化し、長期の健康管理を実施することを検討している。

2 健康管理

(1) 臨時健康診断の実施

緊急作業時の被ばく限度を引き上げたことにより、健康管理の必要があることから、作業従事者に、臨時の健康診断を実施するよう指導した。その対象労働者は、次のとおりである。

① 100mSv

② 1月超従事者

(2) 食事・休憩・睡眠・洗身設備の設置

緊急作業の早い時期に、食事が劣悪で、睡眠できる場所や洗身設備がない等労働条件が悪かったため、改善するよう指導した。

(3) 医療施設の設置

産業医を選任する等医師による衛生管理を徹底するよう指導した。診療設備に医師が常駐するよう支援した。

(4) メンタルヘルス対策

上記(1)の臨時の健康診断を実施する際、問診によりメンタル面も、相談を受けて対応することとした。

3 熱中症の予防

(1) 防止対策の策成指導

タイベック、全面マスク、ゴム手袋等通気性のない服装により熱中症になりやすいため、休憩設備の設置、水分・塩分の補給、クールベストの使用、作業時間の制限等防止対策について、策定するよう指導した。

(2) 休憩施設の設置

タイベック、全面マスク、ゴム手袋等を脱いで、体温を下げ、水分・塩分を補給するため、休憩設備を設置するよう指導した。

(3) 救急医療体制の整備

熱中症が発症した場合、治療ができるよう、24時間体制の診療施設を整備した。

(4) 放射線作業届

1mSv以上被ばくする恐れのある作業について、放射線作業届を提出させ、熱中症防止対策についても策定させている。

4 労働災害の防止

(1) 発生状況

死亡2件 休業4日以上災害5件発生

(2) 労働災害防止指導

9月より緊急作業について、監督指導することとしている。